

## 秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 設 立 趣 意 書

秋田焼山は秋田県北東部、鹿角市と仙北市との境界に位置し、有史以降噴火活動を繰り返している標高 1,366mの活火山です。特に、1997 年 5 月 11 日には北東山麓の澄川温泉付近において地すべりに伴う水蒸気噴火が発生しており、さらに、同年 8 月 16 日には山頂部においても水蒸気噴火が発生しています。

秋田焼山は十和田八幡平国立公園に含まれ、その関連する観光施設や古くからの湯治場として知られる温泉、宿泊施設等が多数存在し、そこを訪れる観光客も多いことから、観光は地域経済を支える重要な基幹産業となっています。また、山麓には県北と県南を結ぶ国道 341 号と観光道路である八幡平アスピーテラインの二つの主要幹線道路が通っており、大規模な噴火に至った場合には、これらの保全対象に大きな被害を与えることが予想されます。

このため、いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火に備え、早急な対策の実施が求められていますが、火山噴火に起因する土砂災害を防止するための施設整備には、多大な事業費と長い期間を必要とします。そこで、秋田県では、1994 年～1995 年に設置された「秋田焼山火山噴火対策検討委員会」における学識経験者と行政担当者による検討結果と、その後の追加調査結果を基に、2002 年には「秋田焼山火山防災マップ」を作成し公表したところであります。

一方で、近年の国内噴火災害の経験から、秋田焼山を含む全国 29 の火山地域を対象に、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目的とした「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン（平成 19 年 4 月）」が国土交通省から示されました。これにより、秋田県においても秋田焼山の噴火現象に対応するため、本ガイドラインに基づき「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定することとしました。

火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定にあたっては、秋田焼山の噴火実績や想定から被害の規模とその対策を検討する必要があるため、火山防災や砂防に関する高度な学術的知見と行政的知見が不可欠であることから、学識経験者ならびに行政担当者から構成される「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を設置するものです。

## 秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会規約（案）

（名称）

第1条 この会は「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本委員会は、秋田焼山の噴火に起因する土砂災害を軽減するための緊急時対策（ハード対策及びソフト対策）を、効率的かつ効果的に実施するため「秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画」を策定することを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員会の委員は、国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所長及び秋田県建設部長が委嘱する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長の了解を得て、事務局が招集する。

2 委員会は、委員長が議長となり会議を処理する。

3 委員会は、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 行政委員においては、同一行政機関の関係職員による代理出席を認める。

（作業部会）

第6条 委員長は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、委員長が指定した項目について検討及び作業を行い、委員会に結果を報告するものとする。

3 委員長は、必要に応じて委員に作業部会への参加を要請するものとする。  
また、要請された委員の参加が不可能な場合は、後日の説明をもって代えることとする。

（公開）

第7条 委員会の公開方法については、委員会で定める。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所と秋田県建設部河川砂防課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務等を行うものとする。また、作業部会が設置されたときも委員会と同様の事務等を行うものとする。

(規約の改正)

第 9 条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第 1 0 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

(別表)

秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 委員

| 役 職            | 構成員（学識経験者）              |
|----------------|-------------------------|
| 委 員<br>(50 音順) | 井良沢 道也（岩手大学 農学部 教授）     |
|                | 大場 司（秋田大学 国際資源学部 教授）    |
|                | 林 信太郎（秋田大学 教育文化学部 教授）   |
|                | 檜垣 大助（弘前大学 農学生命科学部 教授）  |
|                | 三浦 哲（東北大学 大学院 理学研究科 教授） |

| 役 職 | 構成員（専門機関、行政機関）               |
|-----|------------------------------|
| 委 員 | 国立研究開発法人土木研究所 火山土石流チーム 上席研究員 |
|     | 気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 火山防災情報調整官  |
|     | 気象庁 秋田地方气象台 防災管理官            |
|     | 鹿角市長                         |
|     | 仙北市長                         |
|     | 林野庁 東北森林管理局 秋田森林管理署長         |
|     | 林野庁 東北森林管理局 米代東部森林管理署長       |
|     | 国土交通省 東北地方整備局 河川部 広域水管理官     |
|     | 国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長     |
|     | 国土交通省 東北地方整備局 玉川ダム管理所長       |
|     | 秋田県 総務部 総合防災課長               |
|     | 秋田県 建設部 河川砂防課長               |

事務局 国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所  
秋田県 建設部 河川砂防課

# 秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画

## 検討委員会に関する公開方法（案）

### 1. 会議の公開

- （１）会議の公開は、傍聴を認めることにより行うものとする。ただし特段の理由があるときには、非公開とすることができる。
- （２）会議で用いる資料内容については、検討途中のものを含み確定したものではないため、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

### 2. 会議概要の公開

- （１）秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会の議事について、事務局が議事要旨を作成するものとする。
- （２）閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所  
秋田県 建設部 河川砂防課

以上

# 秋田焼山火山噴火緊急減災対策砂防計画

## 検討委員会に関する傍聴規定（案）

会議の傍聴は次に定めるところにより実施するものとする。

- （１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- （２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
- （３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により、委員長が判断するものとする。
- （４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。

ア 危険な物を携帯している者

イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼり類を携帯している者

ウ 酒気を帯びていると認められる者

エ その他、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

- （５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。

ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

エ 飲食又は喫煙をしないこと。

オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。

カ その他委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

- （６）傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。

- （７）傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。

- （８）委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

以上